

常務 労務部二二三九號
昭和八年九月六日

化

内務大臣 山本 達雄 殿
社 會 局 長 官 殿

日比野工場労働争議之関スル件

要旨

(一) 本署に労働争議不報理由書が提出され、本署より即日答復を命ぜられたるが、本署は、労働争議の解決に資するものありと認め、本署に労働争議の解決を依頼する旨の書面を提出し、

賃銀別変更ニ發端シ標記工場労働争議發生之ルカ状況左ノ通

一 争議發生ノ場所

本所運火平町一丁目三番地

警視總監 藤 沼 庄 平

發生九三 解決十一
使用労働者 五八
争議参加者 五八
関係労働組合 信研合東本南平
労工組合

5-147